役員等報酬規程

社会福祉法人 万亀会

社会福祉法人万亀会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人万亀会(以下「当法人」という)定款第9条および第23条の 規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について 定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態または業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は 支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

- 第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1)報酬については、別表第1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、万亀会職員旅費規程に基づき、旅費(交通費、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期と する。
- 2 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程 第24条に準じた日とする。
- 3 役員等に対する当該会議報酬は、出席した都度、支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 この規程は、平成30年4月1日より施行する。
- 2 改正 令和3年2月24日改正 令和3年7月13日改正

別表1 (役員等の報酬)

(1) 理事長

	報酬の額
1 勤務あたり	30,000円

(2) 評議員

	日額
評議員会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000円

(3) 理事

	日額
理事会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000円

(4) 監事

	日額
理事会・評議員会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000円
行政監査、監事監査への出席	15,000円

(5) 評議員選任解任委員

	日額
選任・解任委員会への出席	8,000円